

記録簿

教育委員会 人権政策課

市長	副市長	部長	次長	課長	主幹	合議
●	●	●	●	●	●	● ●
日時	平成21年5月29日(金) 午後1時30分～午後4時00分					
場所	東近江市役所 愛東支所 2階会議室					
要務	愛荘町役場への東近江市民による電話での同和地区差別問い合わせ事件 第6回対策会議					
出席者	別紙受付簿のとおり					
内容	<p>1. 開会あいさつ</p> <p>2. 出席者自己紹介</p> <p>3. 5月15日関係者会議の確認事項について(県人権施策推進課) ● 参事より</p> <p>4. 今後の取り組みについて</p> <p>①再聞き取り調査について</p> <p>②真相報告集会の開催について</p> <p>③その他</p> <p>5. 閉会あいさつ</p> <p>※上記会議の概要については別紙にて報告いたします。</p>					
上記のとおりでした。						
平成21年6月10日						
所属 市民人権部 人権政策課						
主幹 里田 明 ●						

愛荘町役場への東近江市民による電話での

同和地区差別問い合わせ事件

第6回対策会議 次第

2009年5月29日(金) 午後1時30分～
東近江市役所 愛東支所 2階会議室

1、開会あいさつ

県人権施策推進課より

2、出席者自己紹介

3、5月15日関係者会議の確認事項について(県人権施策推進課)

4、今後の取り組みについて

① 再聞き取り調査について

・ 日程調整する。再聞き取りは今年が最後とする。
・ 滋賀県、東近江市、愛荘町それぞれ1名の姓の合同で、
・ 相手の身体具合を考慮する。時間(1時間程度)

② 真相報告集会の開催について

初め責任のもと実施する。

③ その他

5、閉会あいさつ

受付表

部落解放同盟滋賀県連合会

2009年5月29日(金)

東近江市役所 愛東支所 2階会議室

団体名	氏名
愛荘町役場	[Redacted]
住民福祉主監	[Redacted]
人権政策課長	[Redacted]
人権政策課	[Redacted]
社会福祉課	[Redacted]
生涯学習課	[Redacted]
教育次長	[Redacted]
東近江市役所	西村 厚之
市民人権部 課長	里田 明
人権政策課	三井 良直
[Redacted] 支部	[Redacted]
[Redacted] 議長	[Redacted]
[Redacted] 支部長	[Redacted]
部落同盟	[Redacted]
告知部 協議長	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

交付表

部落解放同盟滋賀県連合会
 2009年5月29日(金)
 東近江市役所 愛東支所 2階会議室

団体名	氏名
部落解放同盟 [redacted] 支部長	[redacted]
(財)滋賀県人権センター	[redacted]
"	[redacted]
東近江環境総合事務所 総務課	[redacted]
"	[redacted]
東近江商工会 [redacted]	[redacted]
湖東環境総合事務所 総務課	[redacted]
湖	[redacted]
東近江支部	[redacted]
愛東支部	[redacted]
"	[redacted]
(財)滋賀県人権センター	[redacted]
県人権施策推進課	[redacted]
"	[redacted]
"	[redacted]
"	[redacted]
"	[redacted]
"	[redacted]
"	[redacted]
"	[redacted]
"	[redacted]
"	[redacted]

東近江市民による同和地区間い合わせ差別事件に関する
関係行政・機関団体のトップによる懇談会

日 時 平成21年5月15日(金) 10～11時

場 所 県東近江合同庁舎 会議室

出席者 県 : 県民文化生活部長、管理監(人権・同和担当)、人権施策推進課参事
愛荘町 : 町長、(副町長)、総務主監
東近江市 : 市長、(副市長)、市民人権部長 ~~次長~~
県 連 : 委員長、掘副委員長
県人権C : 館長、地域支援グループ主幹

進 行

- 1 自己紹介 進 行 : 県
- 2 経過説明(県管理監)
- 3 意見交換
 - ① 3月議会での西沢市長の答弁「連携して取り組む」の真意について
 - ② 東近江市の見解の相違を発端として、同和地区の情報を公開請求されるなど影響が全国に波及していることの認識を東近江市長に知ってもらう。

解放同盟側 確認事項

- ① 関係者(県・愛荘町・東近江市・県人権センター・県連)による合同会議の開催について確認
- ② 合同会議において、県・愛荘町・東近江市合同による当事者に対する聞き取り調査を実施することを確認
- ③ 聞き取り調査結果を踏まえて、事件に対する各行政からの見解書の再提出
- ④ 再提出された見解書をもとに報告集会を開催して事件の集約を図る。

資 料

- ① 東近江市・愛荘町・県・県連の見解書 p 1
- ② 滋賀報知新聞記事(藤田敬一氏学習会) p 23
- ③ 滋賀報知新聞記事(真相報告集会) p 25
- ④ 県民のつどいにおける東近江市の独自学習会(集会資料、集会案内) p 27
- ⑤ 見解書公表以降の県、愛荘町への同和地区情報開示請求(鳥取ループ+滋賀) p 39
- ⑥ 差別事件の取組マニュアル p 47
- ⑦ 東近江市平成21年度「人権のまちづくり講座」資料 p 49

東人権第 111 号

平成20年2月15日

部落解放同盟滋賀県連合会

委員長 建部 五郎 様

東近江市長 中村 功



東近江市民による同和地区問い合わせ問題にかかる見解について

日頃は、人権尊重のまちづくりの推進に、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、第1回及び第2回の対策会議において、本市の考え方を申しあげてきたところですが、別紙により本市の見解をまとめましたので、送付させていただきます。

司会 ■■■ 部落解放同盟 ■■■ 書記次長

只今から、愛荘町役場への東近江市民による電話での同和地区差別問い合わせ事件の第6回目の対策会議を開始したいと思います。

開会あいさつ

■■■ 参事（県人権施策推進課）

本日は第6回対策会議ということで、第2回以降、東近江市様が参加していただけずに、それ以降、別々に近況報告集会なり、それぞれに研修会等やっていた経過がございましたけれど、まあ会議の席でご説明させていただきますが東近江市におかれましても市長様がお変わりになられまして、この差別の件に対する取り組みを連携して取り組みをしていただくというお話もございまして今回東近江市さんも加わって第6回目の対策会議ということとなりました。この事件につきましては全国的にもいろいろと波及をしている事件でございまして早急にこの事件の差別性また今後の啓発の課題として今後の啓発に使うべき課題として集約していただくということで対策会議以降今後、再開き取りのお話等ございますけれど、今回はあらためて関係者全員よっての会議の中で出来るだけ早く集約できますことをお願いしまして私からのご挨拶とします。

愛荘町より住民福祉主幹 ■■■

今回、6回目の対策会議でございしますが、忌憚のない意見をお願いしながらやってきましたのでどうかよろしくお願いします。

東近江市より市民人権部 市民人権部（人権担当）西村次長

これまでは皆様方に多大なご迷惑をおかけをいたしまして申し訳ありませんでした。今回よりまた皆様と一っしょにこの問題の解決にあたっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

（自己紹介）

別紙のとおり

・5月15日関係者会議の確認事項について

■参事

配布の資料、5月15日（金）に行なった関係行政・機関団体のトップによる懇談会の出席者・当日の進行・経過説明・意見交換・確認事項について朗読され参加者に周知された。

：

（意見交換）

■ 部落解放同盟 ■ 支部長

当然、東近江市市長トップが変われば考えも変わると思いますが、人権課、人権部の人の考え方トップ変わればころころ変わるのか、なるんやけどその辺の心得とか気心はどうですか。

西村次長

私どもも今言われるようなことが一番大切なことだなあと思っています。そして4月に変わらしていただきまして、いままでは上層部の方がこの問題についても考えていたと、そしてこうした結論を出したということのを反省しまして、ひとつひとつのことについて課でみんなの職員で討論をしながら今回の事象につきましても差別であるというふうなことをみんなで討論して、今もこういう方向で進むという中で今日も出席をさせていただきました。

この三人出席しておりますけれども、課全体として市長さんの方向で、そして私どもも差別だと、いうふうな考え方で進めて参りたいと考えております。

その他にも、今までの人権協、人福協の人事につきましても、新しい考え方を進めていかなければならないというふうなことで、課内全部が一丸となりましていろんな情報を得ながら、なんとか交代していただくという方向で動いております。

■

■ 会長の協議会は何の協議会でしたかね。

西村次長

人権のまちづくり協議会です。

市長さんともお話し合いをさしていただきまして、市長さんが変わったということのをその場で先に常任委員会というものがあまして、そこにも市長さん

ご出席をしていただきまして、そして皆さんにご理解をいただくという形でお話をさせていただきました。そしてその後新しい会長さんが集まれる時にも市長さんが出ていただきまして、市長さん自らがまた同じように考え方を述べていただきまして、そしてその後、人事のこともありますのでその時も市長さんがいていただきまして、人事の方でもなんとか新しい方ということで進んでいくということでございます。

総会につきましては、明日総会ですので最終的には明日あたらしい会長さんが生まれるということになっています。

■■■■

その、やり方しだいで組織を抜け出すところもでてくるやろな。
そういう時はどうするのか。

■■■■ (御園支部)

今は人福協のことをいっているのではなく、今は人権のまちづくり協議会のことですよ。

■■■■

でも、気に入らんでやめた、脱退やということもあるのと違いますか。

里田主幹

今ご質問の、■■■■会長の人権のまちづくり協議会につきましては、旧町からの今おっしゃっています、例えば17地区ございますが人権・同和連絡協議会があった時からの地域住民の方々が組織されている中から推薦された会長さん17名でございますので、行政が指名するものではございません。

三井主幹

今、次長が言いましたように新しい会長を選ぶという段において、会長の事前の選考のような部分において二回に亘り市長から方針を変えていく、そして我々事務局の方もやはり差別であるといったことでそういう方向でやっていきたいということをお話してご理解を求めました。

中にはわしは地元に戻ってどういうふうの説明したらいいのや、というふう非常にやはり悩んでくださっている方もおられますけど、じゃ市の方針がそのように変わったんなら、まあまあやっていこうか、という感じで、

明日の総会も概ね、心の底まで十分つかんでいませんが、会長会・常任委員会通しては、明日の総会さしていただけるかなというふうに思っています。

それを各地域の皆さん方に具体的にそれぞれに降ろしていけるのかということそれは又考えていかなければと思います。

■■■ (人権センター・主幹)

今、■■■の支部長が言うてるのは、組織が二つあるわけです。一つはむかしでいうと同推進協、隣運協というのがあります。で、隣運協の方については、旧の八日市の各支部も入ってたんだけど、非常に会長独断のやり方については問題や、いう中で一応脱退しているわけです。だからそれについても市協としては今度新しく西澤市長の体制の下でいわいる市協として入ってもらって役もってもらいたいというこういう要請は東近江市協の方に文書で申しでしてくれているのですわ。

旧の隣運協についても今までの隣運協のやり方についてはちょっとおかしいと、そういう意味でもう一回仕切り直しをして本来の隣運協役割をきちっとやってもらう為に当然地元の部落解放運動の方にも入ってもらおうと、そういう中で今後は同時に進めていこうと文書で市協の方には依頼していることやね。

又、もう一つ同推協の方ですが、これについても元々は他の旧合併するまでの愛東にしても湖東にしても五個荘にしても能登川にしても、こんなみんなな差別やと思ってたわけでしょ。あんたのこの見解が市の見解が差別やないっていうから混乱した話になったわけでしょ。それじゃそれを是正するためには、行政が主体的になってそのまちがいと新たな見解書を出してもらたらね。住民が混乱したのと違って、あんたのところがわざわざ混乱するようね、だれが普通に考えてたら問い合わせするということは誰が考えたって、ましてや同和地区でもないのに同和地区やていうて教えろといったら普通の感覚からいってだれが考えても差別と思いますやん。それがあんたとは差別ではない、差別ではないと言わせる講師を呼んできて、そしてあんたとはやったわけやから混乱したわけやで、それはあんたところがそれは住民がするのではなく、あんたところが混乱させたから東近江行政が責任をもって正すだけの早急な取り組みをやらんといかんと思います。

■■■ (■■■支部長)

明日総会ですか。

西村次長

人権協ですね。むかしの同推協ですね。同推協の方は各地区の会長さんがおられて市の会長さんは各地区の会長さんの代表の方が市の会長さんになられる。そこに■■■さんがおられたということです。その方については代わっていただくということでもいろいろ働かしていただきました。なかなか今までの経過がありますので厳しい状況でしたけれど市長さんも最終の会長会の時にずっと出ていただきまして、今の新しい考え方を十分に説明をされたと、それもなかなか■■■さんの方が辞めるということは言われなかった、というよりも立候補をされた。ということで私どもの方でも市長さんの考え方を推進していただける会長さんについてはお願いをしておりましたので、その方と二人が会長候補ということで最終いろんなことで話があったのですが、話が着かないという状況でしたのでもう最終は投票せよ、となりまして、僅差で私ども市長さんの考え方を理解していただける会長さんが会長会の会長に当選された状況で、明日の総会にはその方を選考委員会の中で会長さんに選んでもらいますようお願いする手はずになっているということです。

■■■支部長

ホームページのことで気になっていますが、市長が変わっているのに改めて何回も、何回もと違いますが、出たということを知っていますが、これに対し具体的に説明するとか、変更出来ないものなんですか。

西村次長

この前にもこのお話が出まして、今現在担当の方では、この資料についています画面がホームページに出ているということです。むかしの見解とそして市長さんの3月議会の答弁の要旨ということで出さしてもらって、今考えておりますのは、ひとつは全部削除してしまうか、そしてこの下に3月議会の下に経過を入れていくか、ここに「新しい見解のために作業中」と入れるか、ちょっとそのあたり担当のほうでどうするか、今のところ考えさせてもらって、ある程度固まった段階で決裁をあげさせていただこうかと考えています。

■■■
経緯としては残しておくという考え方でよろしいんですか。

西村

そこらも含めて全体で。皆さんもご承知のように、全国に発信されています。鳥取ループや、その支持者が全国におられるということも考えながら、どうさせてもらおうか画面について考えさせていただいていますので、さっきのどれかの選択肢の中で・・

■■■■

行政側が起こした行動によって混乱しているわけですから、混乱が起きたのはなんでかということ进行分析したら、行政側の対応がおかしかったということ。はっきり行政は受け止めないけません。これを読んでもの方が、両方のことが書いてあると「どっちがどやねん」というふうな錯覚をおこすんですね。どっちにでも取れるようなことでは困るし、はっきり間違いは間違いやと。言われたことはこういうことやったけれども、これはこういう経緯があって、最終的には東近江市は県も含めて、こういう見解に統一されたということをはっきり打ち出してもらわないと、鳥取グループにまだまだ出てくると思います。

■■■■

他にないようですので、今後の取り組みについてのところに移らせていただきたいと思います。

■■■■

今後の取り組みにつきましては、再聞き取り、本人に一定の聞き取りは済んでいるわけですが、再度聞き取りするということで。東近江市が、この事件は差別事件やという認識のもとに、電話をかけた人物に聞き取りをするということでございまして、まさか今までと同じような答えは出てこないだろうと思うんですけど、これについて、さきほど■■■■さんから報告がありましたように、再聞き取りをするということで、最終合意をしていただいている。そのもとで、いつ行くのか、行くメンバーはということをご協議いただいて、再聞き取りの作業に入っていきたいと思いますので、その辺どのようにさせていただくか・・・

■■■■

まず本人の現状はどうなっているのか。そこをまず東近江のほうから報告してください。

西村

本人さんでございますが、お母さんについては今年の2月にお亡くなりになられたということでございます。本人さんにつきましても、手術をされると前回の時に言われていたようなんですけど、手術はされたんですけども、経過はあまり改善されてないというようなことを聞いております。そしてまあ自転車で病院のほうへ通院されているという姿は見たということも聞いております。そういう状況で、以前とはあまり変わってないのかなと思っております。

市営住宅に一人住んでるの？日常生活に支障は？

西村

そうですね。普通に話しはできると。ただ時間が長くなると、ちょっと難しいかなあというようなことはあるんです。普通の会話はできるということ聞いております。

聞き取りは一応できると東近江さんは思ってもらっていると。

西村

はい。いろんな制約、時間的なこともあると思うんですけど、普通の会話ができるということですので。

里田

今次長が申しあげましたように、通院ということで、その他湖東記念病院とか豊郷とか月に2回から3回ぐらい通っておられますので、一度電話なりで日程調整「いつがよろしいですか」というようなこともして、セッティングはしたいと思います。

先週の金曜日15日以降はまだ？

里田

まだやっていません。これはもちろん本日の方にアドバイス等をいただいているから、書類等うちで調べさせていただいた点でございます。

支部長

それは可能やということですか。

里田

そうですね。長時間はちょっと。私も一回過去に・・・

生活保護を受けてはるんで、ケースワーカーが訪問して生活状況とかは把握しているはずやから、・・・

今後については日程調整してもらいながら、こういう状況もあるから1時間なら1時間に限って、できたらあんまりたくさんで行ってもどうかなあと思うので、愛荘と県と・・・

支部長

「また来たんか」と言われないように。

里田

ありがとうございます。Yさんにつきましては、言うていただいたとおりでございます。もう2年たっておりますので、「あっ、もうこれで聞き取りは終わったかなあ」というのに、また身体がどういう具合かもわかりませんし、慎重に対応しなければならないと思っております。

聞き取りにつきましては、滋賀県・東近江市・愛荘町で、それぞれ1名ずつ、3名ぐらいでやっていったらどうかと。その辺でよろしいでございますか。

今日までの愛荘町と東近江市が合同で聞き取りする前に、4回東近江市さん独自で聞き取りをされている。その内容を一問一答形式Q&Aといいますか、そういう形で検討はされたんでしょうか。滋賀県下で。ただ再度すればいいと言っても、そういった中身を検討した上で、この部分をもう一度聞こうか、もっと違う部分を聞いていこうとか、行く者は過去の質問内容・回答内容を認識していないと、ただ無闇に日程が調整できたからといって、短時間で帰って来ようと思っても、そこら辺把握が必要と思うんですけど。

何を聞くのか、1回目の聞き取り、あるいは東近江さんが聞き取りしてもらった、その中でいくつかの部分は出てきてると。これを基に見解書を書いているわけで、更にそれを使用しようとした時に、不十分な点を補足するために再聞き取りをやるということになる。例えば、愛荘と東近江が合同で行ったときに、20数年前に八日市職安の所で会話してたという話ね、発言が誰が聞いても人を脅しているような内容やったと言うんやけど、じゃあ具体的にどういうことやったのかということではないわけやろ。だから1つには、会話をもし事実あったとするならば、少なくともこういう話やったから・・・みたいになるわけやから、そこらについて、もっとよく聞いてもらうとかね。あるいは本人が反省文を書いていると言うてるが、本人が自分の思いを書いたのか、それともまあ、誰かが下書きして、それに基づいて書いたのか、そこら辺どうなのか。もし本人が書いたというなら、その中で「悪いことをした」と本人も認めてるわけやから、具体的に何が悪かったのか、本人が問い合わせしたことが悪いことやと本人が認めたら、東近江の見解、すぐ崩れてしまうな。だからこの反省文の中に悪いことをしたとは思ってると書いてある。

この前、秦荘のハーティーセンターで真相報告集会をやったときに、■■■さんが、この事件の決定的な問題点としては聞き取りが浅いし弱いという形で指摘をされて、具体的にこういう問題、こういう問題、こういう問題というのを提起したと思うんですね。それは県でも愛荘町でも講演のテープを持っていると思うので、それを整理してもらって、今言うたようなことがいくつかあるはずやで、それを基に聞き取りをもう1回していただけたらなあと思います。

西村

僕の勘違いかわかりませんが、前任者がYさんの同級生か知り合いという中で聞き取りをされているということがあるので、

■■■
新居君やろ。

西村

新居さん。そこそこ友だち感覚で聞いている可能性はあるわけやから、今表に出た分だけやない内容が消しているのを出していただかんと。もう1回2回しか行けないと思います。

これ、2008年3月7日の愛荘町でやりました第3回目の対策会議のときの資料として、東近江から出されているものです。それだけが今のところあるわけですね。1回・2回・3回は市もそれなりに対応しておったという経過がありますので、それぐらいしか今のところ県連には資料は把握していない状況です。それ以外に東近江にありましたら、更に出していただいて、愛荘町・県と話し合いながら、どういうことを聞いていくのか、具体的に打ち合わせていただいて・・・

西村

できましたら、県と愛荘町・東近江、行くという3人の方を決めて。その3人の方で行くまでに何回か打合せ（ある資料は私の方で出しますので、）して質問を精査してさせていただきたいと思います。1回2回で済むかわからないですが、そういう形で、3人で最終聞くべきことを決めていただいて、本人さんとコンタクトを取らせていただいて聞き取りをさせていただく、ようなふうにするんですけども。

今、東近江の方から案を出していただいたんですけど、そういった方向でよろしいですか。

では、そういった方向で取り組んでいくということで確認いたしました。それではあとの真相報告集会の開催についてでございますけど、それまでに、まず流れとしては再開き取りをしていただく。そして、それを基にもう1回ぐらいは対策会議が必要であろうかと思っております。聞き取りの結果、それぞれの機関が再度見解を検討していただきたいと思っています。その見解を基に「本当の」真相報告集会を、今度は東近江市民に対して知らせていかならんという指摘があらうかと思っておりますので、できるだけ東近江市を中心に、今まで差別やないという形でいろんな所で会議を開いていますけど、それ以上に取り組んでいかならんのではと思います。

〇〇

電話でのやりとりについて、電話の内容は問題ですわと指摘したことについて

て、東近江市の報告によると、何度も強い口調で名前を尋ねられたとなっ
ています。もし聞けるものなら、その辺どうなったんのかなと思うので
すが。

だいが時間が経過しておりますので、私どもも当時の状況を思い出せない
のですが、電話を受けたときには、この問題は事件であると一番に（思いま
した。）その中で、なんとかして相手を特定せなあかんと。なんとかうまく
いろんな言葉を交わしながら相手を特定したいなと。その中でやりとりを
していましたが、もしこのまま電話を切られてしまったら問題だろうと。
電話を切られる前に「あなたの言っていることは問題ですよ」と答えを
しとかなければなりません。こういう思いの中で、まず名前を聞き出す
、それと問題であることを伝えなあかん。こういう会話をしてきた中で、
じゃあそこで強い口調を出したかということ、私の記憶の中ではどうだ
ったかということはないんですけど、思い出せないんですけど、なにか
して相手から聞き出そうとするのに、それほど激しく伝えた思いはな
い。一番大事なことは、これはやっぱり事件やと感じたことです。

直接電話を受けられた愛荘町の職員さんにお越しいただいております
ので、今このような話でございましたけど、かなり時間が経っております
ので、つい昨日のことのような記憶はなかなか難しいやろと思うので
すが、これが被差別地区、私たちずっと差別に対しては、どのような時
に差別を受けたのか、相手の顔もいまだにきちっと覚えているという
のが私たちなんです。部落差別をいつ・どんな時にされたのか、その
ような私たちは部落差別に対して憤りをもっていますので、そういった
こと等があるかと思う・・・確かな被差別の体験もないというよう
なことでございますので、直感的に差別やと思った。そして早く相手
を特定ささなきゃならん、また問題やということをきちっと押さえて
いかなきゃならん、その段階ではひじょうなあせり等があったんです
けど、そのこと等について他に何か考え方、ことこの問題に係わって
何かあれば。

もう一回整理をさせてもらおうと、再聞き取りについては県と愛荘町
と東近江市の3者で行くと。何行？で再聞き取りするかについて、でき
たら人権センターも含めた実務レベルでもう一つ細かい整理をして、
3者で行ってもらおう。日程としては少なくとも6月中にはやってほ
しい。それを受けて対策会議をやっ

て、できたら7月ぐらいには真相報告集会をやれる方向でやっていただきたい。それともう一つは、可能性として再聞き取りをしたけども、前回とそんな変わらんという可能性もないことはない。それを何回も何回のやるのかというと、物理的に難しいやろと思う。そうした時に、東近江市は一定の判断をせざるをえないやろ。そこはきっちり考えてくれんと。論理的考証も含めてね。そういう意味では県の見解なり愛荘町の見解と、あるいは解放同盟の見解も含めてですけど、読み込みを進めながら、何が焦点になっているのか、多分今電話を受けた彼が言ったように、たぶん自分らも永年行政でやってた・・里田君は能登川町の時の人権担当やったやろ。

里田

Yさんについては、家からお電話されているんですが、私やったら公衆電話かどこか・・それ自体が差別やと思ってます。

それが差別でないということを、非常に苦労して、あんたとこの誰かが言わはるけども、(差別) やったちゅうことやろね。そういう意味では、できたら6月中に再聞き取りをやってもらって、その時点で東近江さんは考えをまとめてほしい。1回やったから、なかなか同じような状況やと2回やって変わるんか、3回やって変わるんかということ、変わらんやろと思う。だからここについてはやっぱりもうある程度聞き取りの重視はできない。病気のこともあるからね。だからできない。ならば〇〇を踏まえた上で、前回の聞き取りも含めながら、もういっぺん整理をしてもらって東近江としての見解を早急にまとめてほしい。それを踏まえて見解を出してもらって、対策会議開いて、7月末ぐらいには真相報告集会をしてほしい。

〇〇

(愛荘町についての質問)

(関係ないことにつき明記しません)

休 憩 (3時まで)

■■■ (司会)

再聞き取りについては滋賀県と東近江市・愛荘町で取り組んでいくということです。実務レベルで打ち合わせということですが、人権センターも加わっていただいて打ち合わせをしていただくことになりました。本人の現状につきましては、2月に母親が亡くなっている。また、本人はいつごろ手術したと言っていたかな。

里田

手術は20年の4月でございます。

■■■ (司会)

去年の4月に頭の手術をしていて、その後芳しくないというような話でございました。いずれにしても、本人は生活保護受給者でもございますので、健康状況も勘案してもらいながら再聞き取りをするということになりました。また、真相報告集会の開催につきましては、6月中に再聞き取りをしていく。そして、次回には再聞き取りの結果を踏まえて対策会議を開催していく。各機関に見解を出していただくということになります。7月には真相報告集会をしていくということになりました。そうした方向で再度確認をさせていただきます。よろしくございますね。そのような方向で進めていくということでございます。その他については何か。

■■■
それで、できたら終わってから県と東近江と愛荘町に残ってもらって、(人権センターも残ってますので)細かい聞き取りをどういう項目にするか、ポイントだけは決めていきたい。

■■■
その他には？

■■■議長

この話に水差すようなことになると申し訳ないんですけど、行政3者でやっていただくので、問題は起きないと思うんですけど、4年ほど前に東近江に行ったら、市議員による差別事件がございました。その糾弾の段階で、隣運協の会長さんが、事務局の人権部の職員さんを使ってというのはおかしいけど、

事務局なのでそちらの方々が糾弾をされていたと。そのやり方に対して地元の自治会と解放同盟の役員が呼ばれたりしたんですけど、そのやり方が度がすぎているので、糾弾そのものが解放同盟がやったと市民に写ったわけです。そういうことで、今回問題を起こした方が東近江市民ということで、聞き取りされるんですけど、もう一回終わったことが、また解放同盟がまた横槍入れているという風潮になるのも、また困るわけで、そのことによって病状が悪化したとか、そういう話になってくると、またそういうことも懸念されますので、それも含めて慎重にお願いしたい。

■■■（司会）

只今は、本人の体調等を勘案しながら慎重にということをございました。これはいずれにしても部落解放同盟滋賀県連合会の押し付けではございません。本日参加の全ての機関の合意によってこの問題に取り組んでいくということで、かつて東近江がありましたように、隣運協のワンマンショーではなく、あくまでも皆さん方それぞれが主体やということで、今後取り組んでいかなければならないということです。その他については別はないようですので、この辺で閉会させていただきます。

〇〇

すいません、この6月13日に（■■■先生の）講演会ありますわねえ。このことについては・・

西村次長

この事業につきましては、昨年度に計画をされているということで、私も4月に寄せていただきまして、この方については具合悪いというふうなことは申しあげたんですけど、印刷しなければならないとか、全戸に配布しなければならないとか、そして受講者を募集しなければならないとかで、時間的に制約されている中で、やむを得ずこの方でというふうなことになりましたので、お詫びを申しあげます。

〇〇

電話の問題については差別でないということを公表したという形ではありますが、このことは触れてもらってはいかんという形で伝えてくれますか。

西村

講師さんのほうに、そのこと伝えております。ただ、このあいだもちびくろサンボも中身がダメだと聞かされまして、ちょっと勉強させてもらいました。本当に申し訳ないと思っております。

一応これでいきますと6月から7月11日までで5回やると。これに含めながら真相報告集会が7月ぐらいにやるということですね。それで新たな見解を公表できるということですね。ある意味では従来の中村市長のもとで行われてきた同和行政の変換を、全体的に印象づけるということになりますので、そういう意味では、できるだけ早く再開き取りやって、7月中にはこれができるようお願いしたいと思います。それから、第1回()先生)については前回厳しい指摘をさせてもらったと思うんですけど、いろんな形でハレーションがあるんでね、最大限この分については東近江の問い合わせについては触れない、ということについて伝えとかんといかん、と確認しているということも含めながら、とりあえずこれでいいですけども、今後の研修については必ずきちっと人権センターと、また解放同盟という批判やりたい人はいると思うので、うちの人権センターやったら県が永年に亘って運動と行政・教育を補完する組織として機能してますから、滋賀県においては社会的認知してもらってますので、少なくとも今後の東近江に係わる研修については、基本的には人権センターと十分協議してもらって研修してもらおう、ということについて、ぜひともそういう形で、今後は人権センターと協議しながら、今までのマイナスの啓発をプラスに変えていくように。

やはり状況的に東近江では、とりわけ〇〇については差別でないというような人権協というか、それも細分化した各地区において啓発しているという。聞いたら6割ぐらいは差別でないと思え付けられているというのが現状。早い段階でやってもらいたい。

そのことについては、過日のトップ会談で確認をされてきているところでございます。一日の早くこの問題については集約していきたいという思いで、それもきちっとした形で集約していきたいと思っておりますので、よろしくお願いま

す。一応本日の会議をこの辺で閉じていきたいと思います。

閉会あいさつ

(葬儀で遅刻おわび) この件につきましては、いろいろ行政また運動なりによって取り組んでもらっていますけど、やはり私の聞かせてもらった中では、東近江行政の対応・取り組みが〇〇であったのかなあ、そういうふうに思っておりましたし、今回たまたま市長さんが代わられたことで、東近江行政の取り組みも前進的な取り組みに変わってきた。前回までは、それまではどっちかと言うと3回の聞き取り、そして愛荘町での対策会議のときに、東近江だけの聞き取りであったということで、愛荘町行政との合同の聞き取りも行ったと思います。そうした中でも差別感はないというような東近江の結論が見解が出されておるということは残念だなと思います。今回あらためまして、再度聞き取りをされるということですが、この辺につきましても前回の担当者が4回聞き取りをされて、なおかつそうした中で……。そうした中で今回再聞き取りになるわけですけど、当然行政の職が変わるときには引継ぎをされると思うんですね。前の担当者から差別的言動であり、この事件についてはあくまでも聞き取りした結果は差別でなかったと引継ぎされておると思うんですが、そうした先入観はまず捨てていただいて、本当にYさんに発言の中で差別が有るか無いかということ、まず本人から意見を聞いていただくことが大事ではないかなと思います。そうした面から問題を〇もっていただきまして、東近江・愛荘両行政と3者でもって聞き取りをしていただくということで、その内容等につきましても、このあと協議いただくということになっておりまして、その辺は私も今回は合議していただけるものと思います。そういった意味から、運動としましても、本当は1人ぐらい中に入って聞いてほしいなあとは思っておるわけなんですけども、やはり運動側が行政なり皆様に提案してるわけですから、まず行政のほうでしっかり聞き取りしていただいて、それを受けて次の段階に進んでいただくことになろうかと思えますけれども、そうした面につきましても、それぞれの立場で問題の一日も早い解決をめざして、報告集会がしっかりとできるよう、早くもてますよう、皆さんの格段のご理解とご協力をいただきますようお願いを申しあげまして、本日の閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

もう一人

本日は本当にご苦勞様でございました。このたいへんな大きな問題をかかえているわけでございますけれど、いよいよ集約に向かって期待しながら解決に向けて皆さんで努力して、やっていただく。我々もそれについては・・・
本日はどうもご苦勞さんでした。

副委員長

事実は事実として、真実は何か。感情や主観でみないことが大事。差別か差別でなかったか、そういう結論を焦ってしまうと、聞き取る側に主観が出てくる。　　なんでそんなあわててせんなんのかと言う人もありますが、これで終わりということではなしに、この集約は差別を無くすためにまずスタートラインやという気持ちで取り組んでいただきたい。

ありがとうございました。これをもちまして第6回の対策会議を閉じさせて
いただきたいと思います。ご苦勞様でございました。